



特別講演 S-1

和食は、何故ユネスコ登録が可能となったのか？

宮田 繁 幸¹⁾

(令和 4 年 4 月 15 日受付, 令和 4 年 4 月 21 日受理)

Why is it possible to register “Washoku” with UNESCO ?

Shigeyuki MIYATA¹⁾

講 演

ただ今ご紹介頂きました宮田と申します。大河内先生から丁寧なご紹介を頂きましたので最初の何枚かのスライドはいらなかなと思いましたが、一応福祉系の大学の特任教授が何でこんな話をするんだと不思議に思われるといけないのでこういう風に上げました。元々私は、専門は芸能でございます。大学の卒論は上方落語で書きましたし、修論は「上方にわか」という日本の伝統的なコメディの歴史について研究をしておりました。先ほどご紹介頂いたように 1993 年に文化庁に入って伝統文化課の文化財調査官、無形文化財及び無形民俗文化財の調査というのをずっと仕事にしておりました。

今日の話に直接関わるのはその後 2001 年から独立行政法人の文化財研究所、東京文化財研究所というところがございます。東京の国立博物館の隣にひっそりと建っている目立たない建物ですけども、そこに文化庁から出向しまして無形文化遺産部長というのをやっておりましたときに、和食のユネスコ登録の話が始まったわけです。農水省で日本食文化の世界無形文化遺産登録に向けた検討会というのを立ち上げると、農水省からそのぜひアドバイザーとして来てくれないかというお話しを受けました。私は食の専門でもなんでもないですし、なんで和食のアドバイザーかと思われるかもしれませんが、これはユネスコの制度とか、それから当時もうユネスコの無形文化遺産条約は運用が始まっておりました。その第 1 回の政府間委員会からずっと出席していたという縁でユネスコの条約の中身についてのアドバイスという形でまず参加させて頂いたわけです。

最終的に 2013 年まで文化庁で勤めまして定年退官した後に、現在の大学で教えています。それと共に実際現在、国からユネスコに推薦する候補を審議する文化審議会の無形文化遺産部の委員も

¹⁾文化庁文化審議会無形文化遺産部会委員, 東京福祉大学・大学院 〒270-0006 千葉県松戸市大金平 4-292-4. ¹⁾Member of Intangible Cultural Heritage Subcommittee, Council for Cultural Affairs, Agency for Cultural Affairs, and Tokyo University of Social Welfare graduate school, 4-292-4. Ooganedaira matudo-city chiba-prefecture 270-0006, Japan. E-mail hinkoko56@gmail.com, TEL +81-047-309-1028.

務めております。ですからまだお話しできないことも一杯あるので、どこまで言えるか分からないですけれども、それから第4専門調査会と、これはいわゆる人間国宝と呼ばれる重要無形文化財を選ぶ委員会、それから第6専門調査会、これは先ほど熊倉先生のお話しにも出ましたけども、新たに無形文化財に生活文化というジャンルを国は広げたわけです。その生活文化に関わる審議を行うのが第6専門調査会というところでございます。そういうところでも仕事をさして頂いているご縁で今回お声掛け頂いたのかなと思っております。専門分野は元々芸能や民俗芸能だったのですが、ユネスコの条約ができる前後から、やはり日本は無形文化遺産に関する保護の歴史が長いものですから、海外から様々日本の経験を話してくれというような依頼を受けてユネスコの条約に関わる仕事というのが2000年以降、かなり私の仕事のメインになってまいりました。2000年以降書いた論文は、殆どこの関係になるかと思えます。

今回は、「温泉のユネスコ登録シンポジウム」という名前になっています。今年の4月でしたか、大河内先生からお話しを受けたときに、「無形文化遺産の場合は、ユネスコ登録というのは正式な名称ではありません」と再三申し上げたんですが、「一般には登録という方が分かりやすいのでそれでやってくれ」というお話しでした。何が言いたいかと言うといわゆる世界遺産登録、有形の今年ヨーロッパの先ほどお話しがあった複数の温泉都市というのが有形の世界遺産に登録されました。有形の世界遺産条約っていうのは、「登録」が正しいんです。“regislation”と原文は書いてあります。ところが無形文化遺産条約はできる段階から、世界遺産条約に対するアンチテーゼとして生まれた条約なんです。ですからなるべく世界遺産の条約で使われている用語は意識して使わないということで、組み上げられた条約です。正式には“inscribe”と言います。つまり日本語に訳すと「記載」、リストに記載するというのが正式な言い方なんですけども、無形文化遺産条約、一般の方は何か無形の世界遺産版だね、みたいに捉えられる方が多いんですが実際はかなり違っております。

ですから最初はその無形文化遺産保護条約というものがどういうものか、というのを少しお話ししたいと思えます。この条約は2003年の10月ユネスコ第33次の総会で採択された多国間条約でございます(表1)。世界遺産条約が1972年ですから、それから遅れること約30年でようやく無形の世界の多国間条約ができたという風に言っているかと思えます。当時の議事録を見ますと賛成した国は120カ国、反対という票を投じた国はありませんが、棄権した国が8カ国ございました。これは実質的な反対と考えてよいと思えます。イギリス、アメリカ、ロシア、オーストラリア、カナダ、スイス、ニュージーランド、デンマークといった国々はこの条約に実質上反対していたと、それ以外の国々は賛成という形で、発足した条約であります。この条約が実際に効力を発する、発効したというのは2006年の4月の20日でございます。ちょうど私このときパリのユネスコ本部で専門家会合があつて本部にりましたが、事務局が「3ヵ月前に30カ国目の批准が成立してからちょうど今日が3ヵ月です。今日をもってこの条約は正式に発効します」と、カクテルパーティをやつたのを覚えております。条約の採択から2年半あまりで発効にこぎつきましたが、当初大方の予想では、もっとかかるんじゃないかと思われていました。30カ国の批准国が出てくるまでに、少なくとも5、6年はかかるだろうという見方がありました。それはかなり実質上反対した国の中に有力な国があつて、その影響力ということもありましたし、国内法の整備等にかなり手間取るのではないかなという感触があつて、もっと遅くなると予想していましたが、意外に早く成立したということです。現状はどうなっているかということですが、現在批准国は180カ国でございます。ユネスコに今加盟しているのが190いくつですからかなりのパーセンテージ、ほぼ全世界と言っていいでしょう。ただしアメリカとかイギリスとかカナダとかオーストラリアとか大きなところが入っていませんが、国の数から言えばかなり有力なユネスコの条約の1つになったかなと思っております。その下は地域別の加盟国でございます。このユネスコの無形文化遺産保護条約は地域バラ

ンスというのを常に考える条約として、運用上地理的な平等性ということが常に重視されます。例えば選挙の場とかでも、「地理的な平等性」が必ず言われるのでこういうグループ分けがされております。全部で6グループに分かれますが、どういうわけかグループの名前は、1, 2, 3, 4, 5a, 5bとなっています。第一グループが西ヨーロッパ、それから北欧のグループ。それから第二グループは中部ヨーロッパから東ヨーロッパにかけてのグループ。第三グループは中南米、カリブ諸国を含む中南米。そして日本が含まれるのがグループ4のアジア太平洋、数としては2番目に多いとこです。そしてグループ5がaとbに分かれてグループ5のaというのが、昔世界地理を習った人だとブラックアフリカなんて言った地域、つまりサハラ砂漠より南側のアフリカ諸国を指します。そういった国々が44カ国。サハラより北のアフリカといわゆるアラブ諸国、それがグループ5のbということですけども、それが18カ国です。これを見ても北米というのは入っていません。アメリカ、カナダは現在も批准しておりません。

表 1 無形文化遺産保護条約の批准および批准国

採択：2003年10月17日，第33次ユネスコ総会にて採択，
賛成 120ヶ国，
発効：2006年4月20日
条件 批准国が30ヶ国
現批准国：180ヶ国
西欧・北欧：22，中欧・東欧：24，中南米（含カリビアン）：32，
アジア・太平洋：40，アフリカ：44，アラブ（含北アフリカ）：18，
北米：0

次にこの無形文化遺産保護条約の概要についてご説明します。まず何のための条約かということですが、条約の目的というのが条約の本文に上がっております（表2）。当たり前のことですけども、(a)は無形文化遺産を保護すること。当然です。保護条約ですから。(b)これがちょっと分かりにくいと思いますが、「関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること」。これは外務省の仮訳の言葉をそのまま載せております。もちろん原文は英文ですから英文をこういう風に訳したわけですけども、ポイントは「社会、集団、個人」というワードが出てまいります。これは外務省があえて、そういう風に訳したのでしょうか、原文の英文では、これは社会ではなくてコミュニティという言葉になっています。コミュニティって言われると一般的な日本語の訳としては共同体と訳するのが普通だと思いますが、外務省はなぜかそれを社会と訳しております。“community, groups, and individual”というのが原文の言葉ですが、それが無形文化遺産を尊重することを確保する。なんとなく日本語としてこなれてなくて、どういう意味がよく分からないとお思いかもしれませんが、つまり簡単に言うと、無形文化遺産に関係する共同体がその無形文化遺産を大事だと思うという認識を高めるということです。そんなのは日本で言うと当たり前の話ですが、世界中では、「無形文化遺産って何、それって何」、ところからこの条約は始まっています。つまり、それまで全く国内で無形文化遺産の保護なんてことを考えたこともない国々が、この条約に加盟して初めて国内的保護を考え出したということです。ですから、無形文化遺産ってこんなに大事なんだ、ということを知らしめるという点は非常に重要なポイントだと思います。それから(c)として、「無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的、国際的に高めること。」これもいかにも外務省の堅い訳で日本語としてどうかと思います。ちょっと英語の方を読んでみますと、to raise awareness at the local

national and international levels of the import of the intangible cultural heritage and of ensuring mutual appreciation thereofとなっています。多分英語の方がすっきりすると思いますが、お互いに他者の持っている、あるいは他の文化的領域が持っている無形文化遺産を相互に尊重してという、そういう姿勢です。それがこの条約の目的だと。あとで代表一覧表の話をしたときに世界遺産のリストとそこが大きく違う点だというお話しをしたいと思います。最後はその無形文化遺産保護に関する国際的な協力や援助について規定するというのが、この条約の目的とされていると、この(b)の「社会、集団、個人」というのがこの条約全体を通じた最も重要なキーワードになります。それは有形の世界遺産にはあんまり見られないワードなので、頭の片隅に置いて頂ければいいかなと思います。

表2 無形文化遺産保護条約の概要

1. 目的

- (a) 無形文化遺産を保護すること。
- (b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。
- (c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意義を地域的、国内的及び国際的に高めること。
- (d) 国際的な協力及び援助について規定すること。

2. 定義

この条約の適用上、「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれら関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められるものをいう。この無形文化遺産は世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して、絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識をあたえることにより、文化的多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適応上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

3. 具体的例示

「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自己及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

次にこの無形文化遺産保護条約における定義ですが、先ほど熊倉先生から例示の方をお示し頂きました。「口承による伝統及び表現」、「芸能」、「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」、「自然及び万物に関する知識及び慣習」、「伝統工芸技術」。一般の人はこれが無形文化遺産だと思っている人が多いのかなと思いますが、ここに示されているのはあくまでも例示です。「次の分野において明示される」というのは、はっきりしている分野としてはこんなものがありますよという具体的例示です。ですから定義はこれよりもっと幅広いものです。具体的定義はここに書いた通りです。「この条約

の適用上、無形文化遺産とは慣習、描写、表現、知識、技術、並びにそれらに関連する器具、物品、加工品、及び文化的空間。」だからここは有形の要素も含むわけであって、ここにも出てきます。「社会、集団、及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものを言う。」これが定義の一番の本体です。ここで重要なのは何かって言うと、後段です。「社会、集団、及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの。」つまり学術的に外部から、いかにこれは価値の高い無形文化遺産だよと言っても、その関係コミュニティが、「これは俺達の遺産ではないと、自分達の遺産と認めない」、という場合は、それは無形文化遺産とこの条約上は扱わないと言っているわけです。後半にも但し書きがあります。赤い部分だけですけども、「既存の人権に関する国際文書、並びに社会、集団、及び個人間の、相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもの」にのみ考慮を払う。後半は条約上、無形文化遺産ではないとは言わないけども、この保護の対象とすべき無形文化遺産は、一般的な人権の考え方に反さないような無形文化遺産。それから最近やかましく言う、いわゆる持続可能な開発、SDGsにも繋がりますが、そういうものと両立するものが保護の対象だよと言っています。温泉の場合はあんまり関係ないと思いますけども、各国の各文化圏の伝統的な無形の慣習の中には現在の一般的な人権の考え方からすればあまり好ましくないような慣習も実際あるわけです。伝統として、他国のことを言わなくても、日本だってしょっちゅうユネスコに色々言われるのは、「日本は女性の伝統的な行事の参加に有形、無形の制限を設けているのではないか」、ということ是指摘されています。伝統的に女性というものを社会にあまり積極的に参加させないような文化、そういうようなものはその国の伝統であっても、無形の重要な伝統であってもこの条約では保護しないよということを言っているわけです。定義に戻りますとかなり幅広いわけで、慣習とか描写とか表現、知識、技術、凄く抽象的です。そういうものに少しでも引っかかって、尚且つそれを保持している関係コミュニティが自分の遺産だよと認めれば、それはこの無形文化遺産保護条約における無形文化遺産として認めましようと言っているのです、事実上人間が関わる何かの無形の行為というのは、観念的に言うと、いわゆる人道・人権的な問題がない限り無形文化遺産にあたると、言っていという風に考えられます。その一番分かりやすい例としてはこういうものがあるよというので、実際に和食のときに考えられたのは、食文化ってここにはないじゃないかということがあったんです。ただ、実際の申請書を書く際には、5つの例示項目以外にチェックする項目がもう1つあります。その他っていう項目があるので、その他にチェックをつければ別に問題はないけども、和食の場合は、祭礼行事とか儀式とかの関連をかなり強く言いましたので、あのときは芸能を除いてチェックしたと思います。それぞれの無形文化遺産によっては複数チェック。これはこういう側面もあるし、こういう側面もあるという形でチェックすることは可能になっています。

この条約に関しては執行に関わる機関というのがあります(表3)。最高意思決定機関は締約国が全部集まる締約国総会というのが原則として2年に1回、パリのユネスコの本部で開催される会議です。ですから条約そのものを改定するとか、重要な規則を決めるとか、それから委員国の改選をするとか、そういうことを行うのが2年に1回の最高意思決定機関、The General Assembly of the States Partiesというものです。ただ、原則全ての国が集まるわけだから、そんな実質的な議論はあんまりできないですね。国連でもそうです。国連総会であんまりそういうことはできない。だから実質的にその条約で今年は何をリストに入れようかみたいな話をするのは執行機関としての“The intergovernmental Committee”というものです。日本語では「政府間委員会」と訳しています。これは原則1年に1回、各国持ち回りで開催するということになっています。この2年間は、コロナの影響でオンラインの開催ということになっていますけれども、それ以前は各国がホスト国となって開催しています。ここでリストに記載されることを、一般には「ユネスコの無形文化遺産

に登録された」と言っているわけです。その記載の可否を決める、最終的に可否を決めるのは政府間委員会ですけれども、政府間委員会が1から1つ1つファイルを吟味するっていうのは時間的にも無理ですから、事前に各国から出された推薦書を吟味して、これは記載に値する。あるいはこれは情報が足りないよ。あるいはこれはもう全然駄目、不記載というような一定の評価を出す機関があります。それが条約上の全リストに対する評価を行う機関としての評価機関です。これは先ほどの6地域からそれぞれ個人の専門家と、それから関係する主にNGOの専門団体、専門機関で構成され、それが事前の評価を行っています。その全体を取り仕切る事務局がユネスコにあるリビンググヘリテージ課です。以前はインタジブルカルチャーセクションと言っていましたが、4年ぐらい前に名前を変えました。

表3 条約執行に関わる機関

最高意思決定機関：“The General Assembly of the States Parties”

締約国総会（原則として2年に1度開催）

執行機関：“The Intergovernmental Committee”

政府間委員会（原則として1年に1回開催）

評価機関：条約上の全リストへの提案の事前審査を行う「評価機関」

地域から選出された6専門家+6専門機関で構成

事務局：ユネスコリビンググヘリテージ課

さっきからリストって言っていますが、これこそが皆さん今日のテーマのユネスコの登録と一般的に言われるものです。条約の第16条に、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」という規定があつてこういうことが書かれています（表4）。「委員会は無形文化遺産の一層の認知、及びその重要性についての意識の向上を確保するため、並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため関係する各国の提案に基づき人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し常時最新のものとし、及び公表する」。この代表一覧表への記載というのが、一般的にユネスコ登録と言われているということです。現在128ヶ国から、492件が記載されています。日本からは22件の記載があります。

表4 条約における一覧表

第十六条 人類の無形文化遺産の代表的一覧表

1. 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧を作成し、常時最新のものとし及び公表する。
2. 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のための締約国会議に提出する。

→ 一般に代表一覧表への記載を「ユネスコ登録」と称する。
128ヶ国、492件（日本は22件）

ところがこの条約のリストはこれだけではなくて他にも重要なリストがあるんです。17条、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」というのがあります。日本語では一般に「緊急保

護一覧表」という風に略してはいますが、適当な保護のための処置をとるため緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し云々と、条約の当初はこちらの緊急保護一覧表の方が無形文化遺産保護条約の最も重要なリストだという認識を各国の専門家はほぼ共有していました。ところが蓋を開けてみると、各国の代表団は専門家ばかりではなく、いわゆる外交官、政治家という人達も多いので、「うちの国からそんなに緊急に保護する必要があるものばかり出すのは国の恥である」、といった意識があったようで、やはり代表一覧表の方に各国の関心は大きく傾いてしまいました。結局、日本も今までは緊急保護一覧表に1件も申請していません。あとから言いますが、日本は元々申請する気はないと明言しています。ですから、先ほどの数と比べると緊急保護の方は35カ国から67件しか記載がない。このアンバランスが現在大きな問題になっています。

他にはグッドプラクティスと呼ばれる、簡単に言うと無形文化遺産の保護のために各国がやっている事業、計画、プロジェクト、そういうもので他の国にも参考になりそうなもの、他の国もこの計画を参考にして下さいみたいな事業計画の登録っていうのがあるんです。それがグッドプラクティスと言われています。これも日本は申請していません。現在22カ国から22件が登録されています。このように、ユネスコのリストには3種類があるのですが、世間的な関心は圧倒的に代表一覧表が高く、代表一覧表に載ることがあっても有形の世界遺産登録と同レベルで語られるという状況は、私から言わせると残念ながら変わってないということです。

それでは代表一覧表に載るためにどういう基準をクリアしなきゃいけないのかっていうのがこれです(表5)。それぞれの基準が決まっています。このRっていうのはリプレゼンタティブリストのRですね。クライテリアの1、「要素が条約2条に定義された無形文化遺産を構成すること」。先ほどの定義のところをちょっと見ましたが、各国から提案される、推薦されるものが無形文化遺産と見られないとどうしようもないわけですから、その定義に該当するというのが第1の基準です。これは比較的クリアするのは難しくない基準です。2番の基準はかなりややこしいものです。「当該要素が記載されることによって可視性、当該無形文化遺産の重要性の認識及び対話を確保することに貢献し、もって世界中の文化的多様性を反映し、人類の創造性を証明するものであること」。いつも委員会がこの2番は揉めます。なぜかという、記載される前にこういう証明はほんとに難しいからです。多分こうなるだろうということは言えるけども、記載されてから起こる効果について記載される前に証明せよっていうこの基準自体が問題だっていう声は非常に大きいわけです。何を言いたいかって言うと、単にその無形文化遺産が凄いとただでは駄目で、それによって他の国、あるいは他の無形文化遺産との対話が奨励され、世界の文化的多様性を世界中の人に認識させるような効果があるのかっていうのが2番の基準です。日本からの色々推薦書にも私関わりましたが、ここが一番苦勞する点です。3番は簡単です。「保護措置が図られていること」。各国が責任を持った保護措置を明記すると、もう1つクリアしにくい項目が4番です。ここでも出てきました。「当該要素が関係ある社会、集団、または場合によっては個人の可能な限り幅広い参加及び彼等の自由な事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されるものであること」。これは加盟国、つまり政府が提案するだけじゃ駄目で、それをきちんと関係のコミュニティの同意を得ているのか、それも単に上から同意しろと言ってハンコをもらうだけではなくて、推薦段階から関係コミュニティがグラスルーツレベルできちっと自主的に参加した推薦かどうかということを見るわけです。世界遺産にはこういう考え方はありませんが、無形文化遺産は、国の遺産であると同時に特定コミュニティの遺産であるという考え方が強いので、いわばステイツパーティ・加盟国とステークホルダー・関係者であるコミュニティは、イコールパートナーでなければいけないっていうのがこの無形文化遺産保護条約の背骨です。つまり政府がこれは責任持って推薦しますと言っても信用できないという考え方が背景にあります。日本の場合はそんなことあんまりなかったと思いますが、

世界の国々の中には、中央政府が常にマイノリティの文化を弾圧してきた歴史を持っている国は一杯あるわけです。ですから中央政府が少数のマイノリティの文化を推薦したときに、ほんとにマイノリティのインフォームドコンセントをとっているのかと疑う目で見られるわけです。だからこれはかなり細かく、単に保存会の会長さんのサインが1個あればいいというものではなく、最近はその辺りが非常に厳しく見られるようになりました。温泉の場合とか和食の場合、もう1つネックになるのは、基準の5、「当該要素が提案しようとする締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること」(表6)。日本の場合はユネスコに対して日本のナショナルインベントリー、国内目録は何かって言ったときに文化庁が指定している重要無形文化財、それから重要無形民俗文化財、それから選定保存技術、それがこのインベントリーですよと言いつけてきました。だからまずそこに載らないとこの基準がクリアできないってことがあるんです。和食の場合はそこをすり抜けたわけですけど、日本の基本方針というのは2007年の12月に決定して現在もまだ一応変わっていません。さっき言った目録はこれですよ。重要無形文化財の一覧、重要無形民俗文化財の一覧、選定保存技術の一覧。だから当然この一覧に載っているものを推薦する、国が指定したもの、国が選定した無形文化遺産を国が推薦するんだっていうのが基本姿勢です。具体的に何を推薦するのか提案候補を決定するのは文化審議会の特別委員会で、そこが調査に基づいて候補選定をすると表向きはなっています。もちろん文化庁の事務局が原案を持ってくるわけで、委員会の我々が独自に調査するわけではありません。提案書は文化庁が策定するという基本方針自体は現在も変わっていません。

表 5 代表一覧表記載基準

- R.1 要素が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること
- R.2 当該要素が記載されることによって、可視性、当該の無形文化遺産の重要性の認識及び対話を確保することに貢献し、もって、世界中の文化的多様性を反映し、人類の創造性を証明するものであること
- R.3 当該要素を保護し、促進することができる保護措置が図られていること
- R.4 当該要素が、関係ある社会、集団、又は場合によっては、個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること
- R.5 当該要素が提案しようとする締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること

表 6 日本の基本方針 2007年12月決定

対外的窓口：外務省、UNESCO 代表部
 具体的施策：文化庁

基本方針

- ① 目録：「重要無形文化財一覧」「重要無形民俗文化財一覧」、「選定保存技術一覧」
- ② 提案：国指定・選定無形文化遺産
- ③ 候補選定方法：文化審議会特別委員会が調査に基づき候補選定
- ④ 提案書作成：文化庁

ここでようやく和食の登録の経緯の話にやっとたどりつきました。今までの話の流れからすると、和食は登録できないのです。日本の基本方針から外れた登録なんです。それを今からお話ししよう

と思うのですが、和食の登録のきっかけというか背景として考えられるのは2010年に3つの食文化がユネスコの代表一覧表に記載されました(表7)。私もつい登録という言葉を使っちゃってよくないんですけど。なるべく記載という言葉プライドにかけて使いたいと思うんですけど。皆さんは頭の中で記載と言われたら登録のことだなと思っていただけで構いません。2010年、フランスの美食術と、Gastronomic meal of the French、それからこれは多国間の推薦でしたけど、地中海料理、Mediterranean dietかな。それからメキシコの伝統料理、Traditional Mexican cuisine、この3つが食文化として初めて無形文化遺産保護条約の代表一覧表に記載された。これに追隨する動きがいくつか見られたわけです。特に日本が神経を尖らせたのは、お隣の韓国が韓国宮廷料理を次の年に推薦するという情報が入ってきたわけです。そしてその翌年の3月、皆さんもご記憶の東日本大震災があります。東日本大震災とその後の原発事故によって日本の農産物、魚、そういった日本の食に対する様々な風評被害というのが深刻化したという状況が背景としてありました。それを受けて2011年の春、正式に何日ってことを私は押さえていませんが、京都の有名な料亭のご主人である村田さんが京都府へ嘆願書を持っていきます(表8)。「日本料理をユネスコの無形文化遺産にしたい」というので嘆願書を持っていった。京都府知事がその動きに賛同してまず文化庁を訪問されました。文化庁は従来の姿勢、つまり国の指定がなきゃ駄目ですよ、ということではっきり言って門前払いをする。たまたまこのときの京都府知事さんが農水省に別の公務で訪問されて、この経緯を話されたようです。そうすると、農水省は日本の食の信頼回復にこれはいいのではないかとということで、うちが検討会をちゃんと立ち上げましょうよということになり、検討会が始まるんです。2011年の7月から11月にかけて農水省の主催で日本の食文化の世界無形文化遺産登録に向けた検討会というのが開催され、農水省の検討会の場で、本来文化庁が作る推薦書の原案まで取りまとめしてしまうという荒業に出ました。農水省と文化庁、国の役所の中の力関係でいえば、圧倒的に農水の方が強いです。文化庁は農水がそこまでやったのであればちゃんと推薦しますよと言って、2012年の2月にユネスコへ推薦することを正式決定し、翌年の11月アゼルバイジャンのパクーで行われた政府間委員会で和食、日本人の伝統的食文化というのが記載決定を致します。これが大きな流れです。この農水省の力というのが、和食のユネスコ登録にあったってはかなり大きく働いたというのが事実だと思います。本来だったら成功しないはずですよ。まず国の指定を受けて下さいっていうのが、文化庁の基本姿勢ですから。それを乗り越えられたのは、1つは食文化の先行事例、国際的に食文化というのがユネスコの対象なんだということが広まったっていうことが1つ。それから国内的には農林水産省が強力にバックアップした。もう1つは、それまで文化庁がやってきた「何々祭りの何々踊り」の記載、もちろん文化財的には価値があるのですが、これでは地元は盛り上がりませんが、全国民的な関心っていうのはそう湧かないわけです。祇園祭ぐらいだったらまだしも地方の小さなお祭りぐらいだとなかなか全国民的な関心にはならない。ところが和食って言ったら誰でも何かの観点で論じられるわけで、そういう国民的関心の高さも相まって和食は文化庁の硬い壁を破るというか、すり抜けることに成功したといえます。先ほど5番目の目録に含まれているって話をしましたが、文化庁は和食の推薦に当たって、それまで出していた目録に、和食というのを特別項目として付け加えました。国の指定ではないので、国内にはあんまり積極的に発表していません。国の指定にはしないけれども、ユネスコには推薦するという道を、開いちゃったということです。この和食が成功したから今回の温泉もそうですが、まだ国内的に指定されてない様々な無形の文化遺産の、「うちもユネスコ、我もユネスコ」という動きが非常に強まったわけです。関係者は、「パンドラの箱を開けた」と言っていました。

表 7 和食登録の経緯

1. 背景

2010年 Gastronomic meal of the French 「フランスの美食術」

Mediterranean diet 「地中海料理」

Traditional Mexican cuisine-ancestral, ongoing community

culture, the Michoacan paradigm 「メキシコ伝統料理」

→ 3つの食文化がユネスコ代表一覧表に記載

これに続き、「韓国宮廷料理」など食文化推薦の動き

2011年3月 東日本大震災 → 原発事故による日本農産物等に対する風評被害

2011年春 村田吉弘氏ら「日本料理アカデミー」、京都府に嘆願書

京都府知事が賛同 → 文化庁へ

文化庁は従来の姿勢（国指定が推薦の前提）を崩さず

農水省は日本の食への信頼回復の一助となる考え、検討会総意

同年7月～11月 日本食文化の世界遺産登録に向けた検討会、4回にわたり開催：

推薦書案の原案をとりまとめ

2012年2月 文化庁「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会（第9回）」

ユネスコへ推薦決定

2013年11月 無形文化遺産保護条約第8回政府間委員会（アゼルバイジャン バク

ー）「和食—日本人の伝統的食文化」記載決定

表 8 和食が成功した理由

1. 食文化の先行事例の存在
2. 農林水産省の強力なバックアップ
3. 国民的関心の高さ

最後にここは温泉科学会ですから温泉文化の無形文化遺産登録の可能性について、忌憚のない私の意見を今から申し上げます（表9）。1つ先行事例としては、もうクリアしていると、先ほど見て頂いたように昨年、フィンランドのサウナカルチャーがユネスコの無形文化遺産代表一覧表に入りました。それから先ほどのお話しにあったように、ヨーロッパの大温泉保養都市群という形で The Great Spa Towns of Europe が今年有形の方の世界遺産に登録されました。つまり温泉とか広く言う入浴、そういう人間の生活に関わる文化というのがユネスコの世界で十分登録ないし記載に値するということは、もう先行事例として確立したと思います。ですから、ユネスコの世界で日本の温泉文化が条約の保護の対象になるってということは、多分疑いないだろうと思います。それについては私、保証してもいいです。ただ問題は、国内におけるバックアップをどうするのかっていう問題です。和食方式をやるとしたら、国の文化財としての位置づけを待たずに飛び越えてユネスコに申請するという形なわけです。そうすると、和食のときの農水省のような力を持った省庁が後ろ盾についてくれるかという話です。恐らく観光業とかの関係だと国土交通省とか観光庁とかでしょうが、もし国土交通省が全面的にバックアップしたら、実現性はかなり高くなると思います。そういう強力な連携、つまり先ほど農水は検討会を立ち上げて4回に渡る検討の末に提案書の原案まで作るところまでいった。ここまでやったからやって下さいと文化庁に持っていったわけです。そういうことができるかどうか。私の立場でお勧めしているわけではありません。私の後輩は文化庁で苦勞していますから、そういうのを持ち込まれると大変なのは分かりますので。しかしそれぐらいの

ことがないと、和食はほんとに例外中の例外であったということを言いたいわけです。文化庁は今、新しい基本方針を検討中です。多分今年度末に発表になります。今この場で詳細は申し上げにくいですが、今までの国指定じゃなきゃ駄目という強行な姿勢から、より幅広いものを対象にしましょうという形に拡大しているということだけは申し上げます。その方向性を示すものとして、今年文化財保護法が改正され、無形の世界にも登録の制度というのが生まれました。登録無形文化財、登録無形民俗文化財、これも指定と同じくユネスコ推薦の対象の可能性として認めるという姿勢です。先月、「日本の伝統的な酒造り」というのが登録の無形文化財になりました。あれは、前の菅首相が日本酒のユネスコ登録を目指します、と公言されましたので、官邸サイドの強い意向で日本の酒というものを早く文化財の中に位置づけしてほしいというのがきて進んでいった事例です。ですから早晩、日本の伝統的な酒造りというのはユネスコに対しての推薦の候補に上がってくるだろうと思います。このように、オーソドックスなやり方としては、国の登録文化財をまず目指される方がいいのかなという風に思います。ただ、その場合問題となるのは、今ユネスコ無形文化遺産を目指されている候補が一杯待機中だということです。現在日本がユネスコに推薦できるのは、年に1件ではなく、2年に1件しか出せません。ですから、仮に5件候補が待機していたら、6番目は最低10年後になります。だからそこまで皆さんが待てるのかという問題はありますけども、王道としては登録文化財制度ができたのだから、何を温泉文化にするかって問題はありますけども、まず国の登録の文化財を目指して、それからユネスコを目指されるというのがいいのかなと思います(表10)。国民的関心の分野に関しては、恐らく和食と同等かそれ以上の反響は当然想定されますから問題ないと思います。

表 9 温泉文化の無形文化遺産登録の可能性

1. 先行事例

2020年 Sauna culture in Finland 「フィンランドのサウナカルチャー」

2021年 The Great Spa Towns of Europe 「ヨーロッパの大温泉保養都市群」

➡ これらの事例から、日本の温泉文化が無形文化遺産保護条約の対象となることは明らか

2. 国内におけるバックアップ

「和食」方式：文化財としての位置づけ前のユネスコ登録

国土交通省、観光庁との強力な連携が必要

但し、文化庁はユネスコ登録の新しい基本方針を検討中

2021年 文化財保護法の改正：登録制度創設 → 登録無形文化財、登録無形民俗文化財からユネスコ登録の可能性

結局は国の登録文化財をまず目指すべき？

3. 国民的関心

温泉文化は和食と同等かそれ以上の国民的関心が想定される

表 10 今後考えるべきこと

1. 「温泉文化」の中身

和食は年中行事や人生儀礼との結びつきを強調し成功

2. 「温泉文化」の保護とは

和食は登録後も農林水産省を中心とした様々な保護プロジェクトを実施

3. 「温泉文化」の関係コミュニティ

和食は日本人全体という漠然としたもので認められたが、関係コミュニティの

審査は年々厳格化する傾向

終わりに、今後考えるべきことについてお話しします。まず温泉文化と言ったときに、その中身を詳細に検討していく必要があるでしょう。先ほどから、そこはある程度道筋ができていたというお話があったので、それはいいと思います。次に、温泉文化を保護するというものの具体的な内容ですね。それもきちっと考えておく必要があるかと思います。そして、温泉文化の関係コミュニティをどうユネスコに説明するのかという点は結構難題かと思います。「そうは言うけれど、和食はオール日本人、フィンランドのサウナ文化もオールフィンランドの人々みたいなので通っているじゃないか」と思われるかもしれません。確かに通ってはいますが、フィンランドの場合のディジョンの文書の最後にリマークとしてこういう言葉があります。「これはフィンランドの最初の推薦である」と。つまりかなりそこで下駄を履かして通した可能性があります。今は審査で、関係コミュニティを凄く細かく吟味する傾向があります。和食のときオール日本人でいけたから今後もいけるだろうっていうのはちょっと甘いかなと、ユネスコの審査の現状を知る立場からするとそう思います。関係コミュニティの審査っていうのは年々厳格化する傾向にありますので、温泉文化の関係コミュニティをどう整理するのかというのは、今後考えていかなければならない重要な点でしょう。

以上だいたい予定された時間をクリアしました。あまり皆さんに耳障りのいいことが言えなかった気もしますが、温泉に関する専門家ではなく、文化財の立場から見たお話ということでご容赦頂ければと思います。ご清聴ありがとうございました。

あとがき

本稿は2021年11月17日の日本温泉科学会第74回大会「温泉のユネスコ登録シンポジウム」における講演の音声記録文字おこしをもとにした。極力当日の発言をそのまま載せているが、繰り返しや体言止め、極端な口語口調等については、読みやすさのため一部修正した。

なお文中で、ユネスコ文化遺産に関する国の新たな方針等について言及しているが、その詳細は令和4年2月25日に公表された。詳しくは以下の文化庁の報道発表を参照されたい。

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93671601_01.pdf